



# 島根県報

平成17年12月26日 (月)  
第 1,738 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	2
島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	4
島根県会計規則の一部を改正する規則	(会計課)	4

### 告 示

字の名称の変更	(市町村課)	5
定置漁業権の消滅	(水産課)	5
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建築住宅課)	6
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会計課)	7

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	7
元島根県水産練習船の売却に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	7
駐在所パソコン・セキュリティ対策ツールの購入に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	10

### 特定調達公告

人工心肺システム一式の調達に係る一般競争入札の実施	(医療対策課)	11
空港用スノーパ除雪車調達に係る一般競争入札の落札者等	(港湾空港課)	13

### 公安規則

島根県警察教養規則の一部を改正する規則		13
---------------------	--	----

### 正 誤

平成17年12月2日付け島根県報第1,732号中	(森林整備課)	14
昭和33年6月13日付け島根県報号外中	(道路維持課)	14

## 公布された条例等のあらまし

### 島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第125号)

#### 1 規則の概要

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定による防除に係る特定外来生物である木竹の伐採について、島根県立自然公園の特別地域内における許可又は届出を要しない行為として定めることとした。(第20条関係)

(2) 島根県立自然公園特別地域内における行為の届出について、様式を追加することとした。(様式第2(3)関係)

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第126号)

#### 1 規則の概要

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定による防除に係る特定外来生物である木竹の伐採について、島根県自然環境保全地域の特別地区内における許可又は届出を要しない行為として定めることとした。(第20条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第127号)

1 規則の概要

(1) 小切手に関する規定を削除することとした。(第37条・第59条・第108条)

(2) 山陰合同銀行の代理店で納付することができることとした。(様式第8号・様式第11号・様式第24号の2・様式第42号関係)

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年1月4日から施行することとした。

---

規 則

---

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第125号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則(昭和36年島根県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第20条第18号を次のように改める。

(18) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

様式第2(2)の次に次の1様式を加える。

様式第 2 (3) ( 第19条の 3 関係 )

年 月 日

島根県知事 様

行為者の住所及び氏名 ( 法人に  
あつては、主たる事務所の所在  
地及び名称並びに代表者の氏名 )

㊟

特別地域内 行為届出書

島根県立自然公園条例第11条第 7 項の規定により、 県立自然公園特別地域内において 行為  
をいたしたく下記のとおり届け出ます。

記

目 的	
行 為 地	島根県 市 町 村 番地
施 行 方 法	
予 定 日	着 手
	完 了
備 考	

- 備考 (1) 「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 行為」の箇所には木竹の植栽又は家畜の放牧の別を記入すること。
- (2) 「施行方法」欄には、届出行為を具体的に記入すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗<sup>ちよく</sup>状況を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第126号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号を次のように改める。

(2) 財団法人しまね農業振興公社

第18条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削る。

第20条第1項第5号に次のように加える。

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第127号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条に規定する課」を「第6条に規定する課等」に改める。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第59条の見出し中「小切手等」を「支払未済金」に改め、同条第1項中「歳出支払未済金」を「支払未済金」に改め、「小切手の所持人から当該小切手を添えて、又は」及び「、それぞれ」を削り、同条第2項を削る。

第108条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

様式第8号その1の裏面、様式第11号の裏面、様式第24号の2の裏面、様式第42号その1の裏面及び同様式その2の裏面中「及び出張所」を「、出張所及び代理店（山陰合同銀行に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第1,288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、奥出雲町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成18年1月1日から生ずる。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

奥出雲町において字の名称を変更する区域

現 在 の 字 名	変 更 後 の 字 名
郡村	郡

島根県告示第1,289号

漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の規定により、平成17年12月14日次の定置漁業権の消滅を免許漁業原簿に登録した。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

免許番号、漁業権者の住所及び氏名（名称）

免許番号	住 所	氏 名（名 称）
定第18号	島根県出雲市大社町杵築北3533番地	大社町漁業協同組合

島根県告示第1,290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

赤山A、赤山B、以後A、以後B、以後C、石野A、石野B、石野C、石野D、石野E、石野F、石野G、石野H、石ノ宮神社北、石ノ宮神社西、石ノ宮神社南、石橋、一崎A、一崎B、一崎C、うぐいす台、邑生A、邑生B、邑生C、邑生D、邑生E、邑生F、邑生G、大川端A、大川端B、大川端C、大川端D、大川端E、大川端F、太田上A、太田上B、太田下、大谷A、大谷B、大谷公民館東、大谷貯水池北、大向A、大向B、大向C、大向D、大向E、奥谷B、奥谷C、奥谷D、小倉A、小倉B、小倉C、小倉D、小倉E、小倉F、小倉G、御岳山東A、御岳山東B、上宇部尾A、上宇部尾B、上宇部尾C、上宇部尾D、上宇部尾町大谷、上七反、上本庄A、上本庄B、亀尾A、亀尾B、亀尾C、川原A、川原B、川部、川部A、川部B、川部C、川部D、川部E、川部F、北丁、北村A、北村B、木並、客ヶ丘、久多美神社南A、久多美神社南B、久多美橋北、熊野神社西、熊山A、熊山B、熊山C、後久

B、小渋、雑賀、碎石工場北、才部田堤西、栄町A、栄町B、坂本上A、坂本上B、坂本上C、坂本上D、坂本下A、坂本下B、坂本中A、坂本中B、坂本中C、坂本中E、坂本中F、坂本中G、さざえ尻、塩見縄手、清水尻、下忌部、床几山通り、浄水場、城北小学校南A、城北小学校南B、城北小学校南C、湫北台、新庄A、新庄B、新庄C、新庄D、新庄E、新庄F、生協病院裏A、生協病院裏B、瀬ノ夫橋東、千手院西、千本A、千本B、千本C、千本貯水池西、千本橋東、空山A、空山B、空山C、空山D、空山E、空山F、空山G、空山H、大正橋西、手角A、手角B、手角C、手角D、手角E、田中A、津田A、津田B、堂廻A、堂廻B、堂廻C、中戸A、中戸B、中戸C、長海A、長海C、長海D、長海E、長海F、長海G、西忌部、西忌部町忌部橋北、西忌部町中組A、西忌部町中組B、西忌部町中組C、西津田八丁目、納蔵A、納蔵C、納蔵D、納蔵E、納蔵F、納蔵G、納蔵H、納蔵I、納蔵J、納蔵K、納蔵L、納蔵東、野原A、野原B、野原C、東忌部、東奥谷C、東奥谷D、東奥谷E、東湫北台、東田中、旭ノ森、旭森、日吉A、平口A、平口B、平口C、平口D、深町池A、深町池B、福原上A、福原上B、福原下、別所、北陵A、北陵B、北陵C、北陵D、北陵E、本庄A、本庄B、横山A、横山B、横山C、横山D、横山E、枕木A、枕木B、枕木C、枕木D、枕木E、枕木F、枕木G、枕木H、松尾、美月、耳高A、耳高B、宮内A、宮内B、宮内C、宮内D、宮内E、宮内F、向井A、向井B、元山、柳原A、柳原B、柳原C、柳原D、柳原E、柳原F、柳原G、山崎A、山崎B、山崎C、山本、和田上A、和田上B、和田上C、和田下A、和田下B、和田中A、割口

(2) 土石流

朝酌川A、朝酌川B、朝酌川C、以後池谷A、以後池谷B、一崎西谷A、邑生C、邑生D、オウシキ谷、大谷川A、大谷川B、大林池谷、大向川A、大向東谷、奥明谷、小倉川A、小倉川B、小倉川C、金井谷川、金井西谷、上宇部尾B、上宇部尾C、上宇部尾D、上宇部尾E、上宇部尾H、上本庄A、上本庄C、上本庄D、上本庄E、川原西川A、川原西川B、川原西川C、熊山谷、五色堀谷A、五色堀谷B、権現谷、オノ峠谷A、オノ峠谷B、才部田谷、坂本C、坂本E、坂本上谷、坂本川、下別所谷A、下別所谷B、ショウブ川、新庄E、スガノ平上谷、嵩谷、長谷、寺床坂谷、天王谷、中戸西谷D、長海E、長海川A、長海川C、西忌部C、西忌部D、西忌部F、西忌部G、西忌部川、西持田B、納蔵谷、野原I、林谷、東忌部A、東忌部D、東忌部H、東忌部K、東忌部L、東忌部M、東忌部N、東持田A、東持田B、東持田C、東持田D、東持田E、東持田H、東持田I、普賢寺北谷、普賢寺南谷、別所谷、本庄川A、横廻東谷、枕木A、枕木C、枕木D、枕木E、宮内谷、宮下西谷、宮下東谷A、宮下東谷B、向田川、向井西谷、向井東谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県松江土木建築事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第1,291号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成17年12月26日から施行する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表益田市の項中 「

--	--	--	--

 昭和51」を

「

		昭和51	
	耐火構造 2 階建	平成17	1.00

」に改め、同表安来市の項中

「

	耐火構造 2 階建	平成16	1.00

」を

「	耐火構造 2 階建	平成16	1.00	に改める。
	中層耐火構造 3 階建	平成17		

## 島根県告示第1,292号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成18年1月4日から施行する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第1号の表株式会社山陰合同銀行の項中「及び出張所」を「、出張所及び代理店」に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年12月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 風の子たき

3 代表者の氏名

河上 清

4 主たる事務所の所在地

出雲市多伎町口田儀458番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、環境問題に関心のあるものが協働、協力して自然体験・環境学習および意識の啓発等の活動を行うことにより、環境にやさしい地球社会を創造することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成17年12月26日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

## 1 売却物件の表示

区 分	船 舶			
名 称	元島根県水産練習船「鵬丸」			
数 量	1 隻			
船 舶 番 号	129644			
建 造 年 月 日	平成2年3月9日			
係 留 地	島根県隠岐郡隠岐の島町西郷港			
主 要 目	資 格	第三種漁船	船 質	鋼
	総 ト ン 数	124トン	登 録 長 さ	31.00m
	型 幅	6.80m	型 深	2.80m
	主機関	ディーゼル(800ps)一基		

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (3) 島根県税を滞納していない者であること。

## 3 入札参加資格の確認

- (1) 本競争入札の参加希望者は、別に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を教育長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (2) 入札参加資格の確認は、(1)の申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は別に定める入札参加資格確認通知書(以下「資格確認通知書」という。)により各申請者へ通知する。

## 4 入札参加資格確認申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 登記簿謄本及び定款(法人の場合)
- (3) 誓約書(個人の場合)
- (4) 印鑑証明書及び使用印鑑届
- (5) 消費税額及び地方消費税額に係る納税証明書
- (6) 平成17年9月30日現在における島根県税納税証明書(県の行う入札用のもの)
- (7) その他教育長が必要と認める書類

## 5 入札参加資格確認申請の期限

- (1) 提出期限  
平成18年1月17日(火)
- (2) 提出先  
島根県教育庁教育施設課 施設・助成グループ  
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地  
電話(0852)22-6602
- (3) 提出方法  
持参又は簡易書留による郵送(締切日必着)

## 6 入札参加資格確認申請要領等の交付の場所及び方法



平成17年12月26日から平成18年1月16日までの間、上記5の(2)の場所において交付する。ただし、平成17年12月29日から平成18年1月3日までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### 7 売却物件の視察

次のとおり売却物件を公開するので、希望者は連絡先に確認をとった上で随時視察をすること。

- (1) 日 時 平成18年1月13日から平成18年1月26日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。
- (2) 場 所 島根県隠岐郡隠岐の島町 西郷港
- (3) 連絡先 隠岐水産高等学校 電話(08512)2-1526

#### 8 競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成18年1月27日(金)13時30分より
- (2) 場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第2会議室
- (3) その他 入札に当たっては、資格確認通知書の写しを持参すること。

#### 9 入札方法

- (1) 電報、郵便又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 入札回数は、3回とする。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、あらかじめ委任状を提出すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は見積もった希望契約金額の105分の100に該当する金額を入札書に記載すること。

#### 10 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上とし、入札前に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する者については免除する。

#### 11 落札者

- (1) 予定価格以上で、最高価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札が2名以上あるときは、くじ引きにより決定するものとする。この場合において、くじを引かない入札者があれば、その入札者に代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### 12 契約保証金

契約金額の100分の10以上とし、契約と同時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する者については免除する。

#### 13 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 虚偽の申請を行った者が入札をしたとき。
- (3) 本公告に示した入札に関する条件に違反したとき。
- (4) 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (6) 入札に際して談合その他の不正行為があったとき。

#### 14 契約の方法

- (1) 落札者は、落札の日から7日以内に契約を締結すること。
- (2) 契約の条項は、島根県教育庁教育施設課において閲覧することができる。

#### 15 問合せ先

島根県教育庁教育施設課 施設・助成グループ  
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地  
電話(0852)22 - 6602

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年12月26日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

## 1 入札の内容

### (1) 入札の件名

駐在所パソコン・セキュリティ対策ツールの購入

### (2) 物品の仕様等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成18年1月31日

### (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務機器類」中分類「(1)情報処理機器」又は大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電気通信機器」に格付Aで登録された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

### (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年12月26日から12月28日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。  
(交付時間は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

### (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年1月5日(木) 午後2時  
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階大会議室  
ウ 開札 即時開札

### (4) 入札説明会

行わない。

#### 4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年12月26日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

#### 1 入札内容

(1) 調達件名及び数量

人工心肺システム 一式

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月31日（金）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定める参加資格を有する者であること。

- (3) 上記(2)の営業種目の医療機器について、A等級に格付けされている者であること。  
(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づいて医療機器の販売業及び賃貸業の許可を受けている者であること。

### 3 入札手続

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒693 - 8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ  
電話 0853 - 30 - 6430
- (2) 入札説明書の交付方法  
平成17年12月26日から平成18年1月19日までの間、上記(1)の場所において交付する。  
交付時間は、土曜、日曜、祝日及び年末年始(平成17年12月29日から平成18年1月3日まで)を除く午前9時から午後5時までとする。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成18年1月6日(金) 午前11時  
イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1
- (4) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。
- (5) 入札書の受領期限  
平成18年2月3日(金)午前11時(郵送による入札にあっては、平成18年2月2日午後5時までに到着していること。)
- (6) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年2月3日(金)午前11時  
イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札参加者の提出書類  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。  
なお、入札参加者は、開札の日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A complete set of Heart Assist System

(2) Desired Date of Delivery : March 31, 2006

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken

(4) Deadline for Tender : 11:00 a.m. February 3, 2006 ( applications by mail must be arrive at the office by 5:00 p.m. on February 2, 2006 )

(5) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-22-6430

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 購入物品等の名称及び数量

空港用スノーパ除雪車 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成17年11月10日

4 落札者の氏名及び住所

第一実業株式会社 東京都千代田区二番町11番19号

5 落札金額

32,442,900円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年9月26日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県警察教養規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第17号

島根県警察教養規則の一部を改正する規則

島根県警察教養規則（平成13年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「初任総合科」を「初任補修科」に改める。

第8条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「職場実習」の次に「及び実戦実習」を加える。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

正

誤

平成17年12月2日付け島根県報第1,732号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から6	□769 - 1	□769 - 1、□769 - 2

昭和33年6月13日付け島根県報号外中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十六	ページ
始めから七	行
25	誤
52	正